

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第百七十九号）の一部を次のように

改正する。

第四条第一項の表を次のように改める。

投票区 の選挙 人の数	投票日	区市町村	
		区	市 町 村
五 百 人 未 満	一 三 三、 九 二 七 円	平 日	休 日
五 百 人 未 満	一 三 三、 九 二 七 円	二 三 三、 〇 一 一 円	一 〇 八、 四 二 七 円
千 人 未 満	一 四 五、 二 六 二	二 五 六、 六 一 七	一 二 一、 五 〇 九
千 人 未 満	一 九 三、 四 二 二	三 二 七、 〇 四 八	一 八 〇、 六 七 二
二 千 人 未 満	二 一 一、 九 七 二	三 四 六、 五 九 八	一 八 七、 四 七 二
三 千 人 未 満	二 三 一、 九 二 二	三 六 六、 五 四 八	二 〇 五、 六 七 五
五 千 人 未 満	二 六 一、 七 〇 四	四 一 七、 六 〇 一	二 五 六、 四 六 三
一 万 人 未 満	三 〇 四、 〇 四 一	五 二 六、 七 五 一	二 九 八、 八 〇 〇
一 万 五 千 人 未 満			

第四条第二項の表を次のように改める。

一万五千人以上 二万人未満	三四一、六七五	五八六、六五六	三三四、六八七	六六八、七五二	三三〇、七三六	六七七、〇七二
二万人以上	三六五、一四五	六五四、六六八	三五八、一五七	七三六、七六四	三四四、二〇五	七四五、〇八三

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区市町村		
		区	市 町 村	
五百人未満	平 日 四八、七六六円	休 日 一三七、八五〇円	平 日 四八、七六六円	休 日 一三七、八五〇円
五百人以上 千人未満	五九、七六九	一七一、一二四	四八、七六六	一三七、八五〇
千人以上 二千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五
二千人以上 三千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五	七三、一四九	二〇六、七七五
三千人以上 五千人未満	七三、一四九	二〇六、七七五	八四、一五二	二四〇、〇四九
五千人以上 一万人未満	八六、五二九	二四二、四二六	一一九、五三八	三四二、二四八
一万人以上 一万五千人未満	一一九、五三八	三四二、二四八	一五二、五四七	四四二、〇七〇
一万五千人以上 二万人未満	一三〇、五四一	三七五、五二二	一七四、五五三	五〇八、六一八
</				

第四条第三項の表を次のように改める。

二万人以上	一五二、五四七	四四二、〇七〇	一九六、五五九	五七五、一六六	二〇七、五六二	六〇八、四四〇
-------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

投票 区 の 選 挙 人 の 数	投票 日	区		市		町		村
		平 日	休 日	平 日	休 日	平 日	休 日	
五百人未満	一〇、五〇四円	一一、二〇八円		八、八〇四円	九、五〇八円	八、八〇四円	九、五〇八円	
五百人以上 千人未満	一二、七〇五	一三、五八五		九、六五四	一〇、三五八	一一、〇〇五	一一、八八五	
千人以上 二千人未満	一五、七五六	一六、八一二		一四、九〇六	一五、九六二	一五、四〇七	一六、六三九	
二千人以上 三千人未満	一六、六〇六	一七、六六二		一四、九〇六	一五、九六二	一七、六〇八	一九、〇一六	
三千人以上 五千人未満	一七、四五六	一八、五二二		一七、一〇七	一八、三三九	一八、四五八	一九、八六六	
五千人以上 一万人未満	一九、六五七	二〇、八八九		二三、七一〇	二五、四七〇	二五、〇六一	二六、九九七	
一万人以上 一万五千人未満	二六、二六〇	二八、〇二〇		三〇、三二三	三二、六〇一	三〇、三二三	三二、六〇一	
一万五千人以上 二万人未満	三〇、一六一	三二、〇九七		三五、五六五	三八、二〇五	三六、九一六	三九、七三二	
二万人以上	三四、五六三	三六、八五一		三九、九六七	四二、九五九	四一、三二八	四四、四八六	

第四条第四項の表を次のように改める。

投票区 投票日 区選の選挙人の数	区市町村	
	区	市
五百人未満	平日 八、八〇四円	休日 九、五〇八円
五百人以上 千人未満	平日 一、〇〇五	休日 九、五〇八
千人以上 二千人未満	平日 一三、二〇六	休日 一四、二六二
二千人以上 三千人未満	平日 一三、二〇六	休日 一四、二六二
三千人以上 五千人未満	平日 一三、二〇六	休日 一四、二六二
五千人以上 一万人未満	平日 一五、四〇七	休日 一六、六三九
一万人以上 一万五千人未満	平日 二二、〇一〇	休日 二三、七七〇
一万五千人以上 二万人未満	平日 二四、二二一	休日 二六、一四七
二万人以上	平日 二八、六二三	休日 三〇、九〇一
五百人未満	平日 八、八〇四円	休日 九、五〇八円
五百人以上 千人未満	平日 八、八〇四	休日 九、五〇八
千人以上 二千人未満	平日 一三、二〇六	休日 一四、二六二
二千人以上 三千人未満	平日 一三、二〇六	休日 一四、二六二
三千人以上 五千人未満	平日 一五、四〇七	休日 一六、六三九
五千人以上 一万人未満	平日 二二、〇一〇	休日 二三、七七〇
一万人以上 一万五千人未満	平日 二八、六二三	休日 三〇、九〇一
一万五千人以上 二万人未満	平日 三三、〇一五	休日 三五、六五五
二万人以上	平日 三七、四一七	休日 四〇、四〇九
五百人未満	平日 八、八〇四円	休日 九、五〇八円
五百人以上 千人未満	平日 一、〇〇五	休日 一、八八五
千人以上 二千人未満	平日 一五、四〇七	休日 一六、六三九
二千人以上 三千人未満	平日 一七、六〇八	休日 一九、〇一六
三千人以上 五千人未満	平日 一七、六〇八	休日 一九、〇一六
五千人以上 一万人未満	平日 一七、六〇八	休日 一九、〇一六
一万人以上 一万五千人未満	平日 二四、二二一	休日 二六、一四七
一万五千人以上 二万人未満	平日 二八、六二三	休日 三〇、九〇一
二万人以上	平日 三五、二二六	休日 三八、〇三三
二万人以上	平日 三九、六一八	休日 四三、七八六

第四条第五項の表を次のように改める。

第四条第六項の表を次のように改める。

投票 区 の 選 挙 人 の 数		投票 日		区市町村		
平 日	休 日	区		平 日	休 日	
		区	市			
平 日	休 日	市		平 日	休 日	
		市	町			
平 日	休 日	町		平 日	休 日	
		町	村			
二万人以上	三五、五四五	六四、〇六八	三四四、五五七	七二三、一六四	三三〇、六〇五	七三一、四八三
一万五千人以上	三三八、〇七五	五七三、〇五六	三二一、〇八七	六五五、一五二	三〇七、一三六	六六三、四七二
一万五千人未満	二九〇、四四一	五一三、一五一	二八五、二〇〇	五七四、七二三	二七一、九三二	五六一、四五四
一万人未満	二四八、一〇四	四〇四、〇〇一	二四二、八六三	四六五、五七三	二三五、七一二	四八〇、六九三
五千人未満	二二六、四五三	三六〇、〇七九	一九九、二〇六	三五五、一〇三	一九一、二二五	三六九、三九三
三千人未満	二〇六、一七二	三三九、七九八	一八〇、六七二	三二四、二九八	一七一、五〇九	三四九、六七七
二千人未満	一八六、六二二	三三〇、二四八	一七三、八七二	三〇七、四九八	一五二、九七五	三〇八、八七二
千五百人以上	一三八、四六二	二四九、八一七	一一四、七〇九	二〇三、七九三	一一三、三六二	二二四、七二七
五百人以上	一二七、一二七円	二二六、二二一円	一〇一、六二七円	一九〇、七一一円	一〇一、六二七円	一九〇、七一一円

第四条第六項の表を次のように改める。

○

八門

O

第四条第八項の表を次のように改める。

五千人以上 千人未満	二千人以上 千人未満	三千人未満	五千人未満	一万人未満	一万人以上 五千人未満	二万人以上 一万人未満	二万人以上
一二、七〇五	一五、七五六	一六、六〇六	一七、四五六	一九、六五七	二六、二六〇	三〇、一六一	三四、五六三
一三、五八五	一六、八一二	一七、六六二	一八、五二二	二〇、八八九	二八、〇二〇	三三、〇九七	三六、八五一
九、六五四	一四、九〇六	一四、九〇六	一七、一〇七	二三、七一〇	三〇、三二三	三五、五六五	三九、九六七
一〇、三五八	一五、九六二	一五、九六二	一八、三三九	二五、四七〇	三三、六〇一	三八、二〇五	四二、九五九
一一、〇〇五	一五、四〇七	一七、六〇八	一八、四五八	二五、〇六一	三〇、三二三	三六、九一六	四一、三二八
一一、八八五	一六、六三九	一九、〇一六	一九、八六六	二六、九九七	三三、六〇一	三九、七三二	四四、四八六

区市町村		投票 日の選 挙人の数	投票 日
区	平日	八、八〇四円	一一、〇〇五
	休日	九、五〇八円	一一、八八五
市	平日	八、八〇四円	八、八〇四
	休日	九、五〇八円	九、五〇八
町	平日	八、八〇四円	一一、〇〇五
	休日	九、五〇八円	一一、八八五
村	平日	八、八〇四円	一一、〇〇五
	休日	九、五〇八円	一一、八八五

二千人以上 未滿	一三、二〇六	一四、二六二	一三、二〇六	一四、二六二	一五、四〇七	一六、六三九
三千人未滿	一三、二〇六	一四、二六二	一三、二〇六	一四、二六二	一七、六〇八	一九、〇一六
三千人未滿	一三、二〇六	一四、二六二	一三、二〇六	一四、二六二	一七、六〇八	一九、〇一六
五千人未滿	一三、二〇六	一四、二六二	一五、四〇七	一六、六三九	一七、六〇八	一九、〇一六
一万人未滿	一五、四〇七	一六、六三九	二二、〇一〇	二三、七七〇	二四、二二一	二六、一四七
一万人以上 一万人未滿	二二、〇一〇	二三、七七〇	二八、六一三	三〇、九〇一	二八、六一三	三〇、九〇一
一万人以上 二万人未滿	二四、二二一	二六、一四七	三三、〇一五	三五、六五五	三五、二二六	三八、〇三二
二万人以上	二八、六一三	三〇、九〇一	三七、四一七	四〇、四〇九	三九、六一八	四二、七八六

第四条第九項第一号中「五万三千九百四十一円」を「五万八千九百七十八円」に改め、同項第二号中「五万七千二十三円」を「六万九百七十一円」に改め、同条第十項第一号中「五万四千六百六十六円」を「六万二千二百十円」に改め、同項第二号中「五万七千七百四十九円」を「六万三千二百三円」に改め、同条第十二項中「八百九十三円」を「九百三十五円」に改め、同項ただし書中「千七百八十六円」を「千八百七十円」に、「千五百七十二円」を「千六百四十六円」に、「千五百二十七円」を「千五百九十九円」に、「千二百三十二円」を「千二百九十円」に改め、同条第十三項の表を次のように改める。

第四条の二に次の一項を加える。

投票 区の選 挙人の数	選挙 区市 町村	衆議院議員選挙				参議院議員選挙			
		区	市	町	村	区	市	町	村
五百人未満			一、六七一円		一、六七一円		一、六七一円		一、六七一円
千五百人未満			一、六七一		二、〇七一		一、六七一		二、〇七一
二千一人未満			二、四七一		二、八七一		二、四七一		二、八七一
三千一人未満			二、四七一		三、二七一		二、四七一		三、二七一
五千一人未満			二、八七一		三、二七一		二、八七一		三、二七一
一万一人未満			四、〇七一		四、四七一		四、〇七一		四、四七一
一万五千人未満			五、二七一		五、二七一		五、二七一		五、二七一
二万五千人未満			六、〇七一		六、四七一		六、〇七一		六、四七一
二万人以上			六、八七一		七、二七一		六、八七一		七、二七一

3 期日前投票所が市町村（特別区を含む。）の管理に属しない建物に設けられた場合においては、都道府

県の選挙管理委員会があらかじめ承認した借料を加算する。

第五条第一項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日		日	休
千 人	未 満	千 人	未 満		
二 千 人	以 未	三 七、 九五 三	三 二、 八五 九円		三 二、 三五 三
三 二 千 人	以 未	四 二、 二八 九			四 二、 二七 三
五 三 千 人	以 未	五 一、 七七 一			五 一、 三三 九
一 五 千 人	以 未	六 一、 四四 九			六 一、 六〇 一
一 一 万 人	以 未	七 一、 五九 五			七 一、 三三 一
二 一 万 人	以 未	八 三、 〇五 〇			八 三、 七二 二
三 二 万 人	以 未	九 八、 八八 五			一、 〇〇 四、 〇二 一
三 万 人	以 上	一、 一〇 六、 二八 〇			一、 一二 三、 六四 八

第五条第二項の表を次のように改める。

第五条第三項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千 人	未 満	平	日
千 人	未 満	一六二、九六八円	一六四、七八四円
二千 人	以 未	二五三、〇七五	二五七、四七五
三千 人	以 未	三四四、一八二	三五〇、一六六
五千 人	以 未	四三五、二八九	四四二、八五七
一万 人	以 未	五二六、三九六	五三五、五四八
一万 五千人	以 未	六一七、五〇三	六二八、二三九
二万 五千人	以 未	七二八、八五六	七四一、五二八
三万 人	以 未	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万 人	以 未	九四一、四三九	九五七、八〇七

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千 人	未 満	平	日
千 人	未 満	二二三、三〇七円	二三五、一二三円
二千 人	以 未	二五三、〇七五	二五七、四七五
三千 人	以 未	三四四、一八二	三五〇、一六六
五千 人	以 未	四三五、二八九	四四二、八五七
一万 人	以 未	五二六、三九六	五三五、五四八
一万 五千人	以 未	六一七、五〇三	六二八、二三九
二万 五千人	以 未	七二八、八五六	七四一、五二八
三万 人	以 未	八七〇、五七八	八八五、七一四
三万 人	以 未	九四一、四三九	九五七、八〇七

第五条第四項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 未 満上	二一 万 五 千人 未 満上	一一 万 五 千人 未 満上	一五 万 人 未 満上	五三 千 人 未 満上	三二 千 人 未 満上	二千 千 人 未 満上
一、一五五、三八四	一、〇三四、二九三	八七六、〇六六	七四五、八〇三	六四六、九〇五	五三八、四七五	四三九、二四一	三三一、一五三
一、一七一、七五二	一、〇四九、四二九	八八八、七三八	七五六、五三九	六五六、〇五七	五四六、〇四三	四四五、二二五	三三五、五五三

開票区 選挙人の数		投票の翌日	
千 人 未 満	二千 人 以 未 満上	千 人 未 満	三二 千 人 未 満上
一七〇、四一六円	二六六、二七五	一七三、二三二円	三六二、一三四
休	日	日	平
三六八、一一八	二七〇、六七五		

第五条第五項の表を次のように改める。

三	三二	二一	一一	一五	五三
万	万万	万	万	万千	千千
人	人	人	人	人	人
以	未	未	以	未	未
上	満上	満上	満上	満上	満上
九九〇、五四三	九一五、九八六	七六六、八七二	六四九、七一一	五五三、八五二	四五七、九九三
一、〇〇六、九一一	九三一、一二二	七七九、五四四	六六〇、四四七	五六三、〇〇四	四六五、五六一

一五	五三	三二	二千	千	開票日の 選挙人の数
万千	千千	千千	千人	人	開票日
人	人	人	人	未	平
未	未	未	以	満	日
満上	満上	満上	満上	満上	休
九三、〇五三	八〇、四八二	七七、一〇七	六四、八七八	六一、八九一円	日
五八七、四一七	四八九、二八三	四〇〇、三四五	三〇二、五五三	二二四、〇〇三円	日

第五條第六項の表を次のように改める。

三	三二	二一	一一
万	万万	万	万
人	人	千人	千人
以	未以	人以	人以
上	満上	満上	満上
一六四、八四一	一一八、三〇七	一〇九、一九四	九六、〇九二
一、〇四八、九九三	九三五、九〇九	七九三、六九八	六七六、〇一九

二一	一一	一五	五三	三二	二千	千	開票区の選挙人の数	金	額
万	万	万	千	千	千	人			
万	万	千	千	千	人	人			
五	五	人	人	人	人	人			
千人	千人	人	人	人	人	人			
人	人	未	未	未	以	未			
未	以	以	以	以	未	満上			
以	未	満上	満上	満上	満上	満上			
満上	満上	満上	満上	満上	満上	満上			
六八四、五〇四	五七九、九二七	四九四、三六四	四〇八、八〇一	三二三、二三八	二三七、六七五	一五二、一一二			

第五条第七項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 人 以 未 満上
八八四、一五二	八一七、六〇二

開票区の 選挙人の数		投票の翌日	
千 人 未 満	二二三、八五九 ^円	休	日
二千 人 以 未 満上	三二七、九五三		
三二 千 人 未 満上	四二一、二八九		
五三 千 人 未 満上	五一五、七七一		
一五 万 人 未 満上	六一九、四四九		
一一 万 人 以 未 満上	七二三、五九五		
二一 万 人 未 満上	八三八、〇五〇		
三二 万 人 以 未 満上	九八八、八八五		
三 万 人 以 上	一、一〇六、二八〇		

第五条第八項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数		投票の翌日		平	日	休	日
開票区の 選挙人の数	投票の翌日	開票区の 選挙人の数	投票の翌日				
千 人	未 満	一六、九六八円	一六四、七八四円				
二千 人	以 未 満上	二五三、〇七五	二五七、四七五				
三二 千	以 未 満上	三四四、一八二	三五〇、一六六				
五三 千	以 未 満上	四三五、二八九	四四二、八五七				
一五 万	以 未 満上	五二六、三九六	五三五、五四八				
一 万	以 未 満上	六一七、五〇三	六二八、二三九				
二 万	以 未 満上	七二八、八五六	七四一、五二八				
三二 万	以 未 満上	八七〇、五七八	八八五、七二四				
三 万	以 上	九四一、四三九	九五七、八〇七				

第五条第九項の表を次のように改める。

開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日
開票区の 選挙人の数	投票の翌日	平	日	休	日

第五条第十項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 未 満上	二一 万 五 千人 未 満上	一一 万 五 千人 未 満上	一五 万千 人 未 満上	五三 千千 人 未 満上	三二 千千 人 未 満上	二千 千人 人 未 満上	千 人 未 満
一、一五五、三八四	一、〇三四、二九三	八七六、〇六六	七四五、八〇三	六四六、九〇五	五三八、四七五	四三九、二四一	三三一、一五三	二三二、三〇七円
一、一七一、七五二	一、〇四九、四二九	八八八、七三八	七五六、五三九	六五六、〇五七	五四六、〇四三	四四五、二二五	三三五、五五三	二三五、一二三円

開票区の 選挙人の数		投票の翌日
千 人 未 満	二千 千人 人 未 満上	平 日
一七〇、四一六円	二六六、二七五	休 日
一七三、二三二円	二七〇、六七五	

第五条第十一項の表を次のように改める。

三 万 人 以 上	三二 万万 人 未 満 上	二一 万 五 千人 未 満 上	一一 万 五 千人 未 満 上	一五 万千 人 未 満 上	五三 千千 人 未 満 上	三二 千千 人 未 満 上
九 九〇、 五四三	九 一五、 九八六	七 六六、 八七二	六 四九、 七一一	五 五三、 八五二	四 五七、 九九三	三 六二、 一三四
一、〇〇六、九一一	九 三一、 一二二	七 七九、 五四四	六 六〇、 四四七	五 六三、 〇〇四	四 六五、 五六一	三 六八、 一一八

開票日の 選挙人の数	開票日	平	休
千 人 未 満	六 一、 八九一 円	二 一四、 〇〇三 円	
二 千 人 以 未 満	六 四、 八七八	三 〇二、 五五三	
三 二 千人 未 満	七 七、 一〇七	四 〇〇、 三四五	
五 三 千人 未 満	八 〇、 四八二	四 八九、 二八三	

第五条第十二項の表を次のように改める。

一五 万千 人 人 未 満上	一一 万 万 五 千 人 人 以 未 満上	二一 万 万 五 千 人 人 未 満上	三二 万 万 人 人 未 満上	三 万 人 以 上
九三、〇五三	九六、〇九二	一〇九、一九四	一一八、三〇七	一六四、八四一
五八七、四一七	六七六、〇一九	七九三、六九八	九三五、九〇九	一、〇四八、九九二

千 人 未 満	二千 千 人 人 以 未 満上	三二 千 千 人 人 未 満上	五三 千 千 人 人 未 満上	一五 万 千 人 人 未 満上	一一 万 万 五 千 人 人 以 未 満上
一五二、一一二円	二三七、六七五	三二三、二三八	四〇八、八〇一	四九四、三六四	五七九、九二七
金	額				

二一	万 万 五	人 千 人 未 以	満上	六八四、五〇四
三二	万万	人人 未以	満上	八一七、六〇二
三	万	人 以	上	八八四、一五一

第五条第十七項中「こえる」を「超える」に、「百分の三十」を「百分の十五」に改める。

第六条第一項の表を次のように改める。

選 挙 会 又 は 選 挙 分 会	金 額
衆 議 院 小 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 会	六六四、〇一七円
衆 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 分 会	一、二〇三、二七六
参 議 院 選 挙 区 選 出 議 員 選 挙 会 及 び 参 議 院 比 例 代 表 選 出 議 員 選 挙 分 会	二、二七四、六四七

第六条第二項中「四十三万七千五百二十六円」を「四十三万三千六百四十二円」に、「六十二万七千七百二十円」を「六十一万六千二百円」に、「百十三万九百八十五円」を「百十二万九百三十円」に改め、同条第三項中「二万六千七百七十五円」を「二万八千三十五円」に改め、同項ただし書中「五万三千五百五十

「五万六千七十円」に、「四万七千二百二十四円」を「四万九千三百四十二円」に、「四万五千七百八十五円」を「四万七千九百四十円」に、「三万六千九百五十円」を「三万八千六百八十八円」に改める。

第七条第一項の表を次のように改める。

都道府 県の世帯数		選挙		
一	三十万未満	衆議院小選挙区選出議員選挙又は参議院選挙区選出議員選挙		衆議院比例代表選出議員選挙又は参議院比例代表選出議員選挙
二	四十万未満	都及び大都市のある道府県		その他の県
三	五十万未満			
四	五十万未満			
五	五十万未満			
六	五十万未満			
一	三十万未満	円	銭	四二九八円
二	四十万未満			四二二三
三	五十万未満			四二二一
四	五十万未満	四〇八七		四〇六一
五	五十万未満	四〇二二		四〇〇四
六	五十万未満	三七九八		三七八二
				一七五七
				一七二〇
				一七〇〇

第八条の二の表を次のように改める。

区市町村	区	市	町	村
区画数				
九				
未				
満				
	一四、七〇〇円	一三、六五〇円		一二、六〇〇円

十九 三 以 未 満上	一六、二七五	一五、二三五	一四、一七五
十 三 以 上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

第九条第一項の表を次のように改める。

開 催 の 時	平 日		金 額
	昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	
休 日	二五、八四九	二四、五二八	七、九二一 円

第九条第二項中「二万六千九百九十八円」を「二万六千五百五円」に、「二万八千三百五十九円」を「一万七千八百二十六円」に改め、同条第六項中「三百五十七円」を「三百七十四円」に改め、同項ただし書中「七百十四円」を「七百四十八円」に、「六百二十八円」を「六百五十八円」に、「六百十円」を「六百四十円」に、「四百九十三円」を「五百十六円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区 分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、五三五、三六三 _円	一三、四四七、五五三 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、一八五、九三三	一六、一七二、九四一
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、六三六、二一五	一八、八一〇、〇七六
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、〇〇二、六六四	二〇、四九五、二七五
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三〇、六八九、七八三	二三、三六一、五八九
	選挙人の数が百五十万人以上二百五十万人未満のもの	三五、八二五、三七五	二七、三六八、六四七
	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四三、一四六、〇八六	三三、四九八、六三四
都道府県の支庁又は地方事務所	選挙人の数が二百五十万人以上三百五十万人未満のもの	四七、〇九九、八二九	三六、五三六、〇〇九
	選挙人の数が三百五十万人以上五百五十万人未満のもの	六九、八三六、五八二	五二、八三九、一一七
		四、九〇四、七六六	三、八五三、五〇五
認定出先機関		二、五九四、六九〇	二、〇四一、〇〇二
		一〇、三三四、九五一	八、三一七、五二六
		六、二六一、七〇八	五、五五五、二六二
大 都 市	選挙人の数が五万人未満のもの	七、四七一、五二〇	六、七九九、一四〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	九、一三九、九五四	八、五三五、七〇六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一一、一七八、二六〇	一〇、六七六、二一〇
	選挙人の数が十五万人以上二十万人未満のもの	三、二二八、三八七	二、九五六、六一六
	選挙人の数が二十万人以上三十万人未満のもの	四、三三二、五七五	四、〇一四、一二〇
市（大都市を除く。次項、第三	選挙人の数が三十万人以上五十万人未満のもの	六、五九七、六七四	六、一一〇、五六八

項及び第七項に おいて同じ。）		町 村	
選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	九、四三四、二二五	選挙人の数が八万人以上十万人未満のもの	八、八〇九、五三四
選挙人の数が十五万人以上のもの	一一、七五〇、二七二	選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一一、一三一、一四五
選挙人の数が千人未満のもの	三九一、八五〇	選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	三七四、七三一
選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	四二〇、〇九四	選挙人の数が二万人以上のもの	四〇二、九七五
選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	六二七、五四三		四〇二、九七五
選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	一、一〇一、九三九		五八〇、四〇七
選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	一、七一九、〇六五		九五八、一六〇
選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	二、一三二、九八〇		一、五四九、三一八
選挙人の数が二万人以上のもの	二、六一五、八五四		一、九一四、二〇二
			二、三八二、一一一

第十三条第二項の表を次のように改める。

都 道 府 県		区 分	
選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六五五、〇六三 _円	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、二二二、四二四		七、六四四、九一五 _円
選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、七八九、七八五		八、八九一、〇七六
選挙人の数が百万人以上二百二十五万人未満のもの	一二、七八九、七八五		一〇、一三七、二三七
選挙人の数が二百二十五万人以上五百五十万人未満のもの	一三、七七一、三七五		一〇、一三七、二三七
選挙人の数が五百五十万人以上二百万人未満のもの	一四、二八六、四六四		一〇、九五九、二二二
選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、二六八、〇五四		一一、三八三、三九八
			一二、二〇五、三七三

二五

第十三条第三項の表を次のように改める。

区分		衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県	選挙人の数が五十万人未満のもの	一、〇七一、七六六 _円	八〇八、八八〇 _円
	選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一、二一三、三二〇	九〇九、九九〇
	選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
	選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
	選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一、三五四、八七四	一、〇一一、一〇〇
	選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
	選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
	選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	一、四七六、二〇六	一、一一二、二一〇
	選挙人の数が三百万人以上のもの	二、四二六、六四〇	一、八一九、九八〇
	都道府県の支庁又は地方事務所	五四五、九九四	四〇四、四四〇
大都市	認定出先機関	二六二、八八六	二〇二、二二〇
		一、三八八、〇二二	一、〇四五、七七〇
	区	三六一、二六六	二六六、一九六
	選挙人の数が三万人未満のもの	七六、〇五六	五七、〇四二
市	選挙人の数が三万人以上五万人未満のもの	一三三、〇九八	九五、〇七〇
	選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二二八、一六八	一七一、一二六
	選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	三二三、二三八	二四七、一八二

[illegible]

第十三条第四項中「一万七百元」を「一万二千二百十四円」に、「五千三百五十五円」を「五千六百七十四円」に改め、同項の表を次のように改める。

寒冷地手当 の支給地域	都道府県、市町村等		
一級地	都道府県	二三、四二八円	都道府県の支庁、地方事務所若しくは認定出先機関又は市区町村
二級地		一九、七三七	九、八六八
三級地		一九、一七六	九、五八八
四級地		一五、四七五	七、七三八

第十七条第二項中「二、二六六、四六四」を「三、二七四、六四七」に、「一、二七四、二〇七」を

「一、二七五、六七六」に、「百十三万九百八十五円」を「百十二万九百三十円」に、「六十九万百十円」を「六十八万三千九百八十円」に改める。

第二十一条中「第四条第十五項」の下に「、第四条の二第三項」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この法律の施行前にその期日を公示され又は告示された国会議員の選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び日本国憲法第九十五条の規定による投票については、なお従前の例による。

（地方自治法の一部改正）

- 3 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和二十五年法律第七十九号）の項中「第四条第十五項」の下に「、第四条の二第三項」を加える。

理 由

最近における公務員給与の改定、物価の変動等の実情を考慮し、国会議員の選挙等の執行について国が負担する経費で地方公共団体に交付するものの基準を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。